

障がいのある方や、障がい児を監護または養育している方へ 制度のご案内

【特別障害者手当・障害児福祉手当】

在宅であって、著しく重度の障がいがあるために、日常生活で常時の介護を必要とする方に支給されます。

手当	対象者	対象となる障がい	手当の額	申請に必要な書類	注意事項
特別障害者 手当	著しく重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする、20歳以上の方	肢体障がい 心臓障がい 腎臓障がい 呼吸器障がい	月額 27,300円	<ul style="list-style-type: none"> 指定診断書 本人の年金等の収入金額を確認できるもの 個人番号が確認できるものおよび本人確認書類 その他必要書類 	施設（有料老人ホーム等は除く）に入所している場合や、病院等に継続して3カ月以上入院している場合は、支給されません。
障害児福祉 手当	重度の障がいがあるため、日常生活で常時の介護を必要とする、20歳未満の方	精神障がい等	月額 14,850円	<ul style="list-style-type: none"> 指定診断書 個人番号が確認できるものおよび本人確認書類 その他必要書類 	施設に入所している場合や、障がいを事由とする年金などを受給している場合は、支給されません。

【特別児童扶養手当】

対象障がい児（20歳未満）を、監護・養育している父母または養育者に支給されます。

	対象障がい児	手当の額	申請に必要な書類	注意事項
1級	概ね、身体障害者手帳1・2級の一部、療育手帳Aに相当する児童 その他、診断書で上記と同程度以上の障がいがあると認められた児童（血液・代謝疾患等の内部疾患、精神障がい等）	月額 52,400円	<ul style="list-style-type: none"> 指定診断書 本人と対象児の戸籍謄本または抄本 個人番号が確認できるものおよび本人確認書類 その他必要書類 	対象児童が施設に入所している場合や、対象児童が障がいを事由とする年金を受給している場合は、支給されません。
2級	概ね、身体障害者手帳3・4級の一部、療育手帳Bの一部に相当する児童 その他、診断書で上記と同程度以上の障がいがあると認められた児童（血液・代謝疾患等の内部疾患、精神障がい等）	月額 34,900円	<ul style="list-style-type: none"> 指定診断書 個人番号が確認できるものおよび本人確認書類 その他必要書類 	

《その他》○手当額については、改定される場合があります。（記載は、令和4年度の手当額）

○支給にあたっては、所得制限があります。

【問い合わせ先】市障がい者福祉課 ☎ 31-0251 FAX 31-8120
市美都地域総務課 ☎ 52-2312 FAX 52-2190
市匹見地域総務課 ☎ 56-0302 FAX 56-0362



充電式電池・ボタン電池等を回収します！

収集運搬の際に発火等の危険性があることから、これまで「市では収集できないごみ」としていた充電式電池やボタン電池等の回収を開始しました。回収場所と回収方法、回収できる品目は次のとおりです。

なお、充電式電池やボタン電池は、これまでどおり市内の協力店でも回収しています。

回収場所・回収方法

- 市役所本庁1階 総合案内横 → 回収箱を設置しています
- 美都地域総務課・匹見地域総務課 → 職員に手渡ししてください

回収できるもの

- 充電式電池…ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池
- ボタン電池
- その他…モバイルバッテリー、電動歯ブラシ（本体のみ）、電子タバコ、電気シェーバー

※「その他」の品目は、「家電製品・金属類」として市の収集に出すこともできます。



【問い合わせ先】市環境衛生課 ☎ 31-0232